

## 審理開催を阻止されたことに対する収用委員会会長のコメント

担当課	用地課(長崎県収用委員会事務局)
担当者名	佐々木、中村
電話番号	095-894-3123

2015年10月9日更新

石木ダム建設反対を訴える集団の妨害により、10月7日、9日の収用委員会の審理開催ができなかつたことに対して、収用委員会会長のコメントは次のとおりです。

石木ダム建設事業に伴う土地収用事件に関する本日の収用委員会の審理が、去る7日に続き、石木ダム建設反対を訴える集団の心無い妨害により、開催できなかつたことは、誠に遺憾である。

収用委員会は、土地収用法に基づき、公正、中立な立場で、土地収用に伴う損失補償額等を判断する執行機関で、憲法第29条第3項の正当な補償を実現する機関である。そして、収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産の調整を図ることを責務として土地収用法に基づき事務執行しているが、その活動の中でも起業者及び土地所有者等双方に参集頂いて意見聴取を行う審理は土地所有者等の補償等に関する意見陳述の機会を与えるもので、土地所有者等の利益を守る重要な手続きの一つである。

収用委員会の審理開催を妨害する行為は、公共の利益の増進に反するばかりでなく、土地所有者等の意見陳述の機会を奪うことになり、ひいては土地所有者の権利を害するものである。

石木ダム事業を巡っては、さまざまな意見があり、根強い反対運動が行われていることは認識しているが、反対運動は社会的に容認される範囲において行われるべきであり、収用委員会の審理の開催を力づくで妨害するような行為は、断じて許さるものではない。

今後は、このようなことが二度と生じないよう、節度ある対応を望むものである。

平成27年10月9日

長崎県収用委員会会長 戸田 久嗣